

岸田税務会計事務所

事務所ニュース No 114
18年2月号



当事務所の経営理念は『中小企業に元気を与え、社長が社員に夢を語るようになって頂く』ことです。その為当事務所は町医者的な対応を心がけています。

〒123-0843
東京都足立区西新井栄町1-14-10
Tel: 03-3886-1201
Fax: 03-3886-1208
HP: <http://www.tkcnf.com/kishida>

変化を楽しむ経営者になる・・・老舗にあぐらをかかない

先日、日産ゴーン社長のインタビューを見ました。ゴーン社長は世界各国で会社立て直しを実践してきた方です。その中の話の一つとして大変興味深い言葉がありました。

『日本人は変化を恐れすぎている。私は変化を楽しんでいます』と。

この、変化を嫌う経営者は時代に取り残されてしまうのです。

そんな、世の中の変化に対応出来ないお店に最近行ってきました。

浅草にある、誰もが知っている老舗です。そこで同業者の新年会を実施し、70万円程支払いをしております。しかし、その店のサービスの悪さに驚いてしまいました。

女将の挨拶がありません。

すき焼きがメインであったのですが、ついつい煮過ぎてしまうと、仲居さんが、「お客さん、食べ方知らないの?」と言った雰囲気を出してきます。話に夢中になって食べるのを忘れていたら、「煮過ぎてしまうと味が落ちますので、美味しいところをお上がり下さい」と言うのが本当ではないでしょうか。正直なところ私には大した味とは感じませんでしたけれど、老舗にあぐらをかいている従業員は「うちのお店の料理はどこに出しても恥ずかしくない」と信じきっている様子でした。

私が、自分の席ではない所で長時間話をしている間に、ご飯とお吸い物、デザートが出されました。私が座っていた場所は配膳しているすぐ近くでしたが、「お客様、こちらにお持ちしましょうか?」の一言もありませんでした。一応席が決まっている訳ですが、既に皆それぞれ思い思いの場所で話が弾んでいるのですから、一言あっても良いのでは?と感じた次第です。

この新年会の幹事の方も、「あんなにサービスが悪ければ二度と使わないね。感じが良かったら味はそこそこでも、また利用するだろうけど」と話をしていました。幹事をした方は私以上にサービスの悪さを感じたようでした。

別の団体で、西新井大師前の老舗を利用するのですが、ここでは、女将さんも仲居さんも実に丁寧な挨拶をされます。料金の中に含まれているだろうお土産も「ささやかですが」と言って持たせてくれます。このお店に対してサービスが悪いと感じた事はありません。

浅草のお店は老舗にあぐらをかき、浅草という立地上固定客がそれ程つかなくても営業をしていけるという驕りがあるのです。しかしお客は決して馬鹿ではありません。サービスが悪い店だから二度と行かないだけでなく、マイナスの口コミが広がり、いずれは経営にも支障をきたすようになるのです。経営者が時代の変化を素早く読み取る事、そして老舗にあぐらをかかないこと。どんな企業にせよ、何の努力もしない企業には永續と言う事は在り得ないのだと肝に銘じておくべきであると、今回のお店で痛感しました。余談になりますが、この宴会が終わった後、数名で近くの飲み屋に行ってみました。そのお店は半年前にオープンしたという事でしたが、そこに非常に愛想の良い店員がいて、私達が無理を言っても、ニコニコと対応してくれました。内心嫌な客だと思ったかもしれませんが決して顔には出さなかったのです。『あの店員はこのお店の宝だね』と同席した方が言っておりましたが、そんな従業員を持ち、そして経営者自身もそう言われるよう努力をしていくべきであると思います。

扶養親族が海外にいる場合の認定について

国際社会の昨今、経営者又は従業員で扶養親族が海外にお住まいの方が増えてきました。そこで海外に扶養親族がいる場合、扶養控除が出来るか否かについて迷われると思いますのでここで注意事項を挙げておきます。

まず、扶養親族が海外にいる場合でも扶養控除の対象となります。しかしそれを証明する必要があります。その手段として、扶養親族との関係が明らかになる書類（日本で言えば戸籍）及び、海外へ送金している証拠、を用意する必要があります。これは、外国国籍の方が日本において所得税の課税される場合も同様です。

脱税と粉飾決算、どちらの罪が重い？

ここ数日TVや新聞を賑わしているライブドアの粉飾決算事件ですが、今回問題となっている粉飾決算とはどういうものが簡単に説明しますと、実際には利益がないのに利益があるように調整をして所得をごまかすというものです。もちろんそれに相当する余分な税金も支払います。脱税は対税務署ですが、粉飾決算は対株主、対債権者等の詐欺行為の一種で、粉飾決算の方が重大であると思います。

ライブドアに限らず、実は中小企業でもこの粉飾決算をしている企業が多々あります。銀行での借入をする為に架空の利益を出さなければならないと考える経営者がいます。そんなとき良く方法が、「地減価償却費を計上しない」、や「棚卸額の水増し」です。しかし銀行側では適正な減価償却費がいくらであるか独自の計算でわかっていますし、棚卸額が適正であるかどうか、類似業種の資料等により、売上高からある程度予測出来ているのです。

『赤字だから全ての融資が受けられない』かと思うとそうではないのです。まず融資の条件として、経営者が会社の内情をきちんと把握しているか、その会社の将来のビジョンを持っているか。が選考の対象になっているのです。赤字を恐れるあまりに無駄に税金を払い、その為さらに資金繰りが圧迫。それを繰り返すと自転車操業になります。自転車操業に陥った企業は融資が止まった途端、破綻してしまいます。破綻するということは、株主や債権者に対する多大なる損失を与えることになるのです。そういう意味で、脱税よりも粉飾決算の方が罪が重いと思うのです。

確定申告時期がやってきます

2月16日から確定申告が始まりますが、今年の申告での注意事項を簡単にお知らせします。

16年分の所得申告から配偶者控除、配偶者特別控除のダブル適用がなくなりました。

いずれか一方しか受ける事が出来ません。

17年分の所得申告から老年者控除が完全廃止

17年分の所得申告から年金控除額が減額されております

また、自分で申告される方は、無料相談会が今年もあります。最寄りの税務署からの案内に注意を払って下さい。

18年分の所得申告から定率減税が10%（最高12万5千円）に引き下げられます。

なお、当事務所は『電子申告を実施』しております。

まずはご連絡下さい

当事務所では『ワンストップ・サービス』を目指しております。当事務所にご相談頂いた事柄で、会計事務所が対応しきれない場合、信頼出来るその道のプロをご紹介させて頂いております。餅は餅屋という諺があるように会計事務所ですべき事、他に依頼すべき事をきちんと分け対応させて頂いております。何かに悩んでいたらまずご連絡下さい。風邪は万病の元と言いますが、経営も同様です。早めの手当てが重要です。大病にならないうちに早めの処置をしましょう。町医者的な対応であなたの資産をお守りします。ご連絡お待ちしております。kishida